

豊岡市学校給食調理等業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、豊岡市学校給食調理等業務契約候補者選定について必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件名 豊岡市学校給食調理等業務
- (2) 業務の目的 豊岡市学校給食調理等業務（以下「本業務」という。）の実施にあたり、学校給食が食育のための生きた教材であることに十分配慮しながら、児童生徒に安全で安心なおいしい学校給食を、安定的に提供することを目的とする。
- (3) 業務内容 別紙「豊岡市学校給食調理等業務要求水準書(仕様書)」(以下「要求水準書」という。)のとおりとする。
- (4) 履行期間 契約日の翌日から2032年3月31日まで
- (5) 業務期間 2027年4月1日から2032年3月31日まで

3 予算額（上限額）

5年間総額1,170,570千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、見積書の金額が、予算額を超過した場合は失格とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) プロポーザル方式により契約しようとする業務における豊岡市での競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 豊岡市指名停止基準（平成17年豊岡市制定）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (7) 豊岡市暴力団排除条例（平成24年豊岡市条例第32号）第7条に規定する措置の対象に該当していないこと。
- (8) (1)に規定する豊岡市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者が提案者となろうとする場合は、次に掲げる事項の書類を提出し、確認したうえでプロポーザルに参加させる。
 - ア 商業登記簿謄本または履歴事項全部証明書（3カ月以内に発行されたもの）
 - イ 財務諸表（直近2年分）
 - ウ 国税の納税証明書

※1「法人税」及び「消費税及地方消費税」。

※2 国税通則法に基づく納税の猶予を受けている場合は、当該決定に係る通知等を提出すること。

エ 豊岡市の納税証明書

※1 豊岡市に納税義務がある場合のみ。

※2 地方税法に基づく徴収の猶予を受けている場合は、当該決定に係る通知等を提出すること。

- (9) 過去3年以内に学校給食調理業務又は大量調理施設業務において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業停止処分を受けていないこと。

6 募集内容

(1) 募集方法

市公式ウェブサイト等を通じて募集

(2) 応募方法

プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を次のとおり提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 参加申込書（様式1） 1部
- (イ) 会社概要（様式2） 1部
- (ウ) 業務実績調書（様式3） 1部
- (エ) 業務実績を証明するもの（契約書の写し等） 1部
- (オ) 会社の沿革及び組織のわかる書類 1部
- (カ) 直近決算2年分の決算書等（貸借対照表、損益計算書等） 1部
- (キ) 製造物責任（P L）法に基づく製造物責任、その他の製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任に係る生産物賠償責任保険又は食品衛生協会加入者による食品賠償共済等に加入していることを証する書類の写し 1部

イ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達したことを証明できるものに限る。）

封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることが分かるように記載すること。なお、電子メール又はファックスによる提出は受理しない。

(3) 応募期限及び受付時間

ア 提出期限

2026年10月30日（金）午後5時まで（必着）

（持参の場合は、土・日曜日を除く。）

イ 提出先

豊岡市教育委員会教育総務課（豊岡学校給食センター） 担当：本庄

〒668-0806 兵庫県豊岡市森203番地の4

T E L : (0796) 23-0345

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 参加資格審査

応募事業者について、前記5に規定する参加資格の有無を審査する。

ア 参加資格審査結果の通知

全応募者に対し、参加資格の審査結果を2026年11月6日（金）までに電子メールにて通知する。

イ 参加資格審査結果に関する質問

(ア) 参加資格の審査の結果、参加資格を有しないとされた事業者は、その理由について、市に説明を求めることができる。

(イ) (ア)の説明を求めようとする事業者は、2026年11月9日(月)午後5時(必着)までに、市に書面を直接持参又は郵送により、説明を求めなければならない。

(ウ) 市は、2026年11月11日(水)までに(イ)の質問に対する回答をする。

(5) 質疑・回答の実施

実施要領等の内容に対する質問がある場合は、質問書(様式4)を次のとおり提出すること。なお、電話、ファックス、口頭等による質問は受け付けない。

ア 提出期限 2026年11月13日(金)午後5時まで

イ 提出先 6(3)イに同じ。

ウ 提出方法 電子メール(提出先: toyooka-kyusyokuc@city.toyooka.lg.jp)
なお、当該業務の質問書であること及び質問者を把握しやすくするため、電子メールの件名は次のとおりとする。
「豊岡市学校給食調理等業務質問書(会社名)」

エ 質疑回答日 2026年11月19日(木)

オ 回答の方法

質疑内容とその回答を市公式ウェブサイト(本件の募集ページ)に掲載する。

なお、本業務の応募に必要と判断される質疑のみ受け付けるものとする。

(6) 辞退届の提出

参加申込後にプロポーザルを辞退する者は、辞退届を次のとおり提出すること。

なお、この場合でも、本業務以外の業務において不利益を被ることはない。

ア 提出期限 2026年11月25日(水)午後5時まで

イ 提出先 6(3)イに同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送による。
(郵送の場合は、配達したことを証明できるものに限る。)

エ 提出書類 辞退届(様式5) 1部

7 現場視察

本プロポーザルに係る現場の視察は、次のとおり受け入れるものとする。

(1) 視察受入期間 2026年11月11日(水)から11月12日(木)まで

(2) 視察受入時間 午前9時から午後5時まで(閉庁日を除く。)

(3) 視察場所 豊岡学校給食センター(豊岡市森203番地の4)
出石学校給食センター(豊岡市出石町水上315番地)

(4) 参加方法 視察参加届(様式6)を2026年11月9日(月)正午までに電子メールにより提出すること。

(5) 参加人数 各社3人以内

(6) 留意事項 現場視察では、実施要領等に関する質疑は一切受け付けません。
視察当日、参加者全員の検便検査結果を提出すること。

8 企画提案書等の提出

参加資格を満たすと判断された事業者(以下「提案者」という。)は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限 2026年11月27日(金)正午まで

(2) 提出先 6(3)イに同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合、配達を証明できるものに限る。必着)

(4) 提出書類

- ア 企画提案書（様式7）
- イ 項目別提案書（様式7-1～様式7-6）
- ウ 作業手順書（様式8）
- エ 業務責任者選任予定書兼経歴書（様式9）
- オ 業務副責任者選任予定書兼経歴書（様式10）
- カ 業務見積書（様式11）
- キ 見積明細書（様式11-1）

(5) 提出部数 正本(製本)1部、副本(記録媒体(CD-R)による電子データ)1部

(6) 企画提案書等作成要領

ア 正本(製本)

- (ア) (4)の提出書類を、様式7を1ページとして順次にA4判フラットファイルに綴り、表紙及び背表紙に「豊岡市学校給食調理等業務企画提案書等関係書類」及び「会社名」を記載し提出すること。
- (イ) 原則としてA4判(A3判を折り込んでA4判とすることは可)用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号をつけること。
- (ウ) インデックス等を使用し、提出書類が分かりやすいようにすること。
- (エ) いずれの書類も、会社名の記載は正本のみとする。

イ 副本(電子データ)

会社名・商号など応募者を特定できるような記載をしないこと。

9 審査概要

(1) 選定委員会

豊岡市学校給食調理等業務契約候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、企画提案書類等の審査を行う。

(2) 審査方法

ア 評価

- (ア) 豊岡市学校給食調理等業務契約候補者選定委員会委員（以下「委員」という。）は、提出された企画提案書等の確認及び提案者からのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、別に定める審査項目及び配点等に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。
- (イ) 提案者の評価は加点方式により行う。

イ 第1次審査（書類審査）

企画提案書等の内容について書類審査を行い、得点の高い順に上位3事業者程度を、第2次審査の対象とする。

ウ 第1次審査結果通知及び第2次審査参加通知

- (ア) 通知時期 2026年12月2日(水)予定
- (イ) 通知方法 第1次審査通過者に電子メールで通知

エ 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

第1次審査を通過した事業者に対して、第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行う。

- (ア) 開催日 2026年12月23日(水)予定
※本市の都合により日程を変更する場合がある。
- (イ) 開催場所 豊岡市役所 庁議室
- (ウ) 出席者 当該業務に参画予定の統括責任者等を含む3人以内

(エ) 説明事項 プレゼンテーションでは、企画提案書に記載されている内容の範囲内で説明を行うこと。

(オ) その他 プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 20 分程度を予定している。第 2 次審査に係る詳細については、参加者に別途通知する。(プレゼンテーションに必要な機器等含む。)

オ 選定

別に定める採点基準に基づき、第 2 次審査の採点を第 1 次審査の採点に加味して契約候補者及び次点者を選定する。なお、合計点が同じ場合は、本市が重視する項目の得点を比較し、その評価点が高い者を契約候補者とする。

上記の方法で順位がつかない場合は、出席委員の多数決で決定し、可否同数の時は、委員長が決定する。

なお、評価点数の満点を 100 点に換算し、60 点に満たない場合は、最高評価点を獲得しても契約候補者とししない。

カ 最終審査結果

最終審査結果は、第 2 次審査参加者全てに 2026 年 12 月 25 日(金)までに書面で通知するとともに市公式ウェブサイトで公表する。

10 日程

(1) 募集の公告	2026年10月15日(木)
(2) 参加申込書等の受付	2026年10月15日(木)～10月30日(金)
(3) 参加資格の審査結果通知	2026年11月 6 日(金)
(4) 現場視察参加申込期限	2026年11月 9 日(月)
(5) 現場視察の受入	2026年11月11日(水)～12日(木)
(6) 質問書の提出期限	2026年11月13日(金)
(7) 質問書の回答	2026年11月19日(木)
(8) 企画提案書等の提出期限	2026年11月27日(金)
(9) 第 1 次審査	2026年12月 1 日(火)予定
(10) 第 1 次審査結果通知	2026年12月 2 日(水)予定
(11) 第 2 次審査	2026年12月23日(水)予定
(12) 審査結果通知	2026年12月25日(金)予定
(13) 契約締結	2027年 1 月初旬予定

11 審査基準

本プロポーザルは、以下の基準に基づき審査する。

(1) 書類審査（1 次審査）

審査項目	評価の視点	重要度
会社概要及び経営状況	企業概要や財務健全性等を評価する。	
業務実績	本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか評価する。	
学校給食に対する基本的な考え方	学校給食に対する事業者の基本的な考え方や事業者が関与することが可能な提案を評価する。	
見積額	要求水準書に基づく各業務に係る経費の内容が適正かつ明確に示されているか評価する。	

(2) プレゼンテーション審査（2次審査）

審査項目	評価の視点	重要度
業務における危機管理及び事故防止対策	ア 学校給食調理等業務における危害分析ができ、緊急時に迅速な対応がとれるかを評価する。 イ 食中毒や異物混入等の事故に対する具体的防止策を評価する。	
衛生管理に関する考え方、衛生管理体制及び衛生検査	ア 学校給食調理等業務における事業者の衛生管理に関する考え方や内容を評価する。 イ 事業者が有している独自の衛生管理体制を評価する。 ウ 業務従事者を含め、調理設備及び機械等の衛生検査に関する実施内容を評価する。	○
サービス向上などの提案	学校給食の質の向上や経費の節減など、事業者の専門的な技術やノウハウに基づいた事業提案を評価する。	
業務実施体制	ア 安全安心な学校給食づくりのための業務実施体制を評価する。 イ 有能な人材を多く確保するためのノウハウが構築されているかを評価する。 ウ 従事者が継続して従事しようとするための工夫ができているかを評価する。（地元雇用、正規雇用を含む。）	○
業務の円滑な運営	ア 要求水準書に基づき、業務を安全かつ確実に履行する運営体制を評価する。 イ 業務従事者等の技能向上に対する実践教育や衛生教育その他の教育についてのノウハウを併せて評価する。 ウ 業務責任者が、各業務において業務従事者に示す作業手順及び個人衛生、食品管理、並びに厨房機器等取扱いに対する考え方を評価する。	○

※ 提案内容については、見積内訳書との関連も記載すること。

12 情報公開

豊岡市情報公開条例（平成17年豊岡市条例第7号）に基づき、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開するものとする。ただし、同条例第7条第2号（法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより事業者等の事業活動上の正当な利益を害する情報）に該当するものについては、非公開とする。

13 失格事項

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を契約候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続きに参加できない。また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

- (1) 契約締結までに参加資格を満たさなくなったもの。
- (2) 必要書類が提出期限後に到着した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。
- (3) 提出書類に不備がある場合

- (4) 書類等の提出、回答、報告等、市が必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合
- (5) 提出した書類等に虚偽の記載があった場合
- (6) 業務見積書の金額が、3 予算額を超える場合
- (7) 業務見積書の金額と見積明細書の金額が一致しない場合
- (8) 談合その他の不正行為、審査の透明性及び公平性を害する行為、公平かつ適正な事務手続を妨害する行為等と市が判断した場合

14 契約

(1) 手続の進め方

契約候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

(2) 仕様等の確定

仕様等については、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更又は削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができるものとする。

(3) 契約金額

契約金額は、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(4) 契約書

契約書は、市が準備するものを使用する。

15 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却せず、市の公文書として組織内で複写又は配付を行う場合がある。
- (3) 提出された企画提案書等は、本市の許可なく公表又は使用してはならない。また、契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については、本市の許可なく開示できない。
- (4) 業務上知り得た情報を他に漏らすことはできない。
- (5) 企画提案書の提出は、1 社につき 1 案とする。
- (6) 企画提案書を提出するにあたり他社の協力を得た場合はその旨を明記すること。
- (7) 参加申込業者に関しては公表しない。
- (8) 審査に係る電話等での問合せには応じない。
- (9) 審査に対する異議を申し立てることはできない。

16 問合せ先

豊岡市教育委員会教育総務課（豊岡学校給食センター） 担当：本庄
〒668-0806 兵庫県豊岡市森 203 番地の4
TEL：(0796) 23-0345 FAX：(0796) 24-6825
Eメール：toyooka-kyusyokuc@city.toyooka.lg.jp